

基本目標⑦ 自然と共生する魅力あふれるまち

施策7-1 循環型社会形成の推進

現状と課題

現在、ごみは15分別で収集しており、平成25年度からは危険ごみを安全に収集・処理するため、65箇所の拠点回収所を設置しています。

また、地域と協議のうえステーションごみ集積所設置を推進しています。

ごみの収集は、民間委託の方式で行っており、須恵町外二ヶ町清掃施設組合へ可燃物の処理の委託（RDF^{注28}化）、同組合から出る不燃物の埋立ての受託の相互委託となっています。

製造されたRDFは、大牟田発電所へ燃料として処理を委託しています。

この須恵町外二ヶ町清掃施設組合との委託期間は平成14年12月から平成30年3月末まで、大牟田発電所との委託期間も平成30年3月末までとなっています。委託期間を踏まえ、今後の可燃物の処理方法を検討していく必要があります。

資源物は、平成21年度から宇美町・志免町衛生施設組合で再資源化処理を行っています。

平成23年度から平成26年度にかけて最終処分場2期工事を行っています。

し尿は、許可業者が収集し、宇美町・志免町衛生施設組合で処理を行っています。下水道の普及に伴い処理量は減少しています。

施策の方向

循環型社会の更なる推進に向け、ごみの排出抑制やリサイクル率の向上、し尿の適正処理、環境美化などを推進します。



宇美志免リサイクルセンター「エコル」

注28 RDF：家庭で捨てられる生ごみやプラスティックごみなどの廃棄物を固形燃料にしたもの。

施策の体系

7-1 循環型社会形成の推進

- (1) ごみ収集・処理体制の充実
- (2) ごみ減量化・4 R運動の促進
- (3) 不法投棄の予防
- (4) し尿の適正処理
- (5) 清掃美化活動の促進

主要な取組

(1) ごみ収集・処理体制の充実

広域的な処理体制のもと、ごみの排出動向や関連法に即した分別収集体制の充実、広報・啓発活動の充実に努めます。

(2) ごみ減量化・4 R運動^{注29}の促進

広報・ホームページなどによる周知で、町民や事業者の自主的な4 R運動をはじめ、ごみの減量化を促します。

(3) 不法投棄の予防

地域や警察署と連携し、町内パトロールの実施やモラル向上に向けて啓発活動を継続します。

(4) し尿の適正処理

し尿及び浄化槽汚泥については引き続き宇美町・志免町衛生施設組合において適正に処理を行います。

(5) 清掃美化活動の促進

美しいまちづくりと住みよい環境づくりを目指し、地域や各種団体が行う除草作業やボランティア活動を支援します。

目標指標

指標名	単位	平成25年度 (基準)	平成30年度 (目標)
もえるごみ収集量	t/年	7,681.7	7,662

注29 4 R運動:リフューズ (Refuse:ごみの発生回避)、リデュース (Reduce:ごみの排出抑制)、リユース (Reuse: 製品、部品の再利用)、リサイクル (Recycle : 再資源化) の頭文字をとった運動。

施策7-2 自然環境と公園・緑地・水辺の保全

現状と課題

本町は豊かな自然に恵まれており、この保全が求められています。

公園や緑地は、単なる子どもの遊び場としてだけでなく、地域の交流・憩いの場、レクリエーション活動の拠点、災害時のオープンスペースなど重要な役割を担っています。

このため、町民の身近な公園・緑地が、安全で利用しやすくなるよう効率的で適切な維持管理に努めていく必要があります。

また、公園の遊具においては老朽化が進んでいるため、利用状況を確認しながら修理や撤去などの対策が必要です。

施策の方向

自然環境の保全とともに、町民の交流・憩いの場、子育て世代の安全安心な子どもの遊び場を確保するため、身近な公園・緑地の維持管理の充実を図ります。

施策の体系

7-2 自然環境と公園・緑地・ 水辺の保全

- (1) 自然環境の保全
- (2) 身近な公園・緑地の維持管理
- (3) 一本松公園（昭和の森）の活性利用

主要な取組

(1) 自然環境の保全

本町の優れた自然環境を保全するとともに景観にも配慮します。

(2) 身近な公園・緑地の維持管理

地域の交流・憩いの場や子どもの遊び場を確保するため、公園・緑地の遊具及び水辺、樹木の保全管理に努めます。

(3) 一本松公園（昭和の森）の活性利用

自然的資源に恵まれた魅力ある公園として活用し、観光振興につなげます。

また、PR活動に努めます。

目標指標

指標名	単位	平成25年度 (基準)	平成30年度 (目標)
公園施設・遊具に起因する事故件数	件/年	一	0



一本松公園（昭和の森）

施策7-3 文化財の保存と活用

現状と課題

本町では、国指定特別史跡「大野城跡^{注30}」や国指定史跡「光正寺古墳^{注31}」などの史跡及び国指定天然記念物の「湯蓋の森」、「衣掛けの森」^{注32}などを有する宇美八幡宮など、貴重な文化財について保護を行っています。

また、県指定無形民俗文化財「宇美神楽」などの伝統民俗芸能についても、保存団体を支援し、積極的にその保存・伝承に努めています。

これら文化財の適切な調査研究を継続し、調査研究の結果に基づいた保存・活用などに努め、より多くの人々が本町の歴史、風土や文化に親しめる場や機会を増やしていく必要があります。

また、活用事業を通して、学校や地域への文化財保護啓発活動を図るため、教育普及事業を推進する必要があります。

施策の方向

文化財の環境整備に努め、保存・活用について、庁内関係各課、町内の各団体及び関連自治体と連携し、広域にわたり推進します。

また、文化財の調査研究及び教育普及に努めます。

施策の体系

7-3 文化財の保存と活用

(1) 文化財の保存

(2) 文化財の活用

注30 大野城跡：西暦665年に築造された日本最古の朝鮮式山城。全長約8kmの土塁で囲まれており、土塁内の約80%は宇美町内にある。

注31 光正寺古墳：糟屋郡内最大の前方後円墳。

注32 「湯蓋の森」、「衣掛けの森」：宇美八幡宮境内にある巨大なクスの木。

主要な取組

(1) 文化財の保存

指定文化財の適正な維持管理及び保護に努めるとともに、その他の文化財や埋蔵文化財についても適切な保護を行い、必要に応じた調査研究を実施します。

また、伝統民俗芸能などの無形文化財についても、保存団体を支援し、積極的にその保存・伝承に努めます。

(2) 文化財の活用

文化財の活用については、地域文化の理解を深めるため、学校や地域への文化財保護啓発活動や展示など文化財に対する教育普及活動を通じて、町民への意識の向上を図ります。

また、文化財を通じた情報発信と交流活動での活用を図ります。

さらに、指定文化財について、関係機関との連携により活用を図り、観光振興の推進に役立てます。

目 標 指 標

指 標 名	単 位	平成25年度 (基 準)	平成30年度 (目 標)
町指定文化財の指定件数	件	6	8
文化財活用事業の参加者数	人/年	130	200



国指定史跡 光正寺古墳